

本案は、建物収去土地明渡し等の請求に関する民事訴訟を提起するものです。

【事件の概要】

○当事者

原告：港区

被告：株式会社ハウスマート（建物所有者）

○概要

被告は、港区海岸三丁目にある建物（以下「本件建物」といいます。）を買い受け、本件建物の一部が特別区道上にあるにもかかわらず、本件建物のある土地を区の許可を受けずに、不法に占有しています。

よって、区は、被告に対して本件建物の収去による土地の明渡し、不当利得の支払等を求める訴えを提起します。